

第3部 介護保険事業計画

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込み

1 日常生活圏域の設定

滝川市における日常生活圏域は、全市で1圏域とし、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けることができるよう、サービスの充実に努めます。

2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み

人口と第1号被保険者数の推計や、過去の要支援・要介護認定率を基に推計した要支援・要介護認定者数を踏まえ、平成30年度以降のサービス利用量を次のように見込みました。

推計方法

- ①施設・居住系サービスの利用者数は、現状のサービス事業所の入所者・利用者数を基に推計しました。

※施設・居住系サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護です。

- ②施設・居住系サービスを除く各サービスの利用者は、要支援・要介護認定者数の推計から、施設・居住系サービス利用者（入所者）を除いた数に、現状のサービス別の利用率を掛け合わせ算出しました。

サービス別利用者数 ＝（推計認定者数－施設・居住系サービス利用者）×サービス別利用率

- ③介護保険制度の改正について、次のとおり見込みました。

・介護療養型医療施設は平成35年度末まで転換期限が延長となり、併せて新たなサービスとして介護医療院が創設されますが、現在のところ既存施設の転換は未定のため、介護療養型医療施設に見込みました。

- ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、滝川市内にはありませんが、他市町の施設利用分を見込みました。

見込量は別紙

3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み

介護サービス・介護予防サービス別の利用量の見込みを踏まえ、平成 30 年度以降における介護保険給付費を次のように見込みました。

推計方法

介護サービス・介護予防サービス別の利用量に、施設・居住系サービスには 1 か月当たりの平均給付費を、それ以外の居宅系サービスには 1 回（日）当たりの平均給付費をそれぞれ乗じて総給付費を算出しました。

見込量は別紙

4 地域支援事業の見込み

(1) 第7期計画で見込む地域支援事業の内容

「地域支援事業」は、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に創設された事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

第6期計画で実施していた下記の「地域支援事業」は、第7期計画においても継続実施します。

事業名	
介護予防・日常生活支援総合事業	滝川市訪問介護相当サービス
	滝川市通所介護相当サービス
	滝川市通所型サービスA（温泉教室）
	介護予防ケアマネジメント
	介護予防把握事業
	介護予防講座
	運動チャレンジ教室（生涯げんき教室）
	温泉健康セミナー
	料理作りのつどい
	高齢者口腔ケア教室
	老人クラブ巡回相談
	地域体操教室（いきいき百歳体操教室）支援事業
	いきいき百歳体操サポーター養成講座
	支えあい・いきいきポイント事業

	生きがいと健康づくり事業
	地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント
	総合相談・支援
	権利擁護
	包括的・継続的ケアマネジメント支援
	地域ケア会議
	在宅医療・介護連携推進事業
	認知症施策
	生活支援体制整備事業
任意事業	独居老人友愛訪問サービス事業
	食の自立支援事業（配食サービス）
	老人特定目的住宅安否確認事業
	はいかい高齢者等位置探索システム助成事業
	介護者サロン
	家族介護用品支給事業
	成年後見制度利用支援
	認知症サポーター養成事業
	高齢者見守り支援センター事業
	住宅改修理由書作成助成事業
	介護給付費適正化事業

(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込額は、国の上限額の設定の考え方を踏まえ、次のとおり算出しました。

①介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の事業費の見込額は、事業開始年度（平成 26 年度）における介護予防サービス費と介護予防事業費の総額に、75 歳以上人口の伸び率を年度毎に乘じ、当該年度の介護予防給付費を控除して算定。

②包括的支援事業・任意事業

- ・従来の包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）と任意事業の既存事業分の事業費の見込額は、平成 26 年度介護給付費見込額の 2 %に、65 歳以上人口の伸び率を年度毎に乘じて算定。
- ・新たに包括的支援事業に位置付けられた、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策、生活支援体制整備事業の事業費の見込額は、国の定める上限額の範囲内で計上。

見込量は別紙

5 特別給付等

市町村独自の特別給付又は保健福祉事業として、これまで実施してきた次の事業を第7期計画期間においても継続実施します。

○自立支援用具購入費等給付事業

○一時帰宅支援費給付事業

第2章 介護保険料について

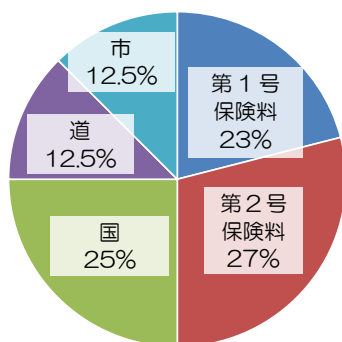
1 介護保険料の設定

介護保険事業計画では、当該計画期間中における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を定めます。

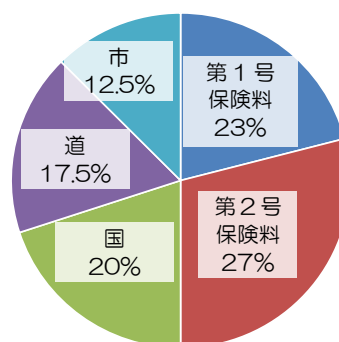
介護給付費等の費用負担は、次の図のとおり、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料のほか、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険料、国・北海道・市の公費により賄われます。

第7期計画期間の第1号被保険者の負担割合は、23%と定められています。

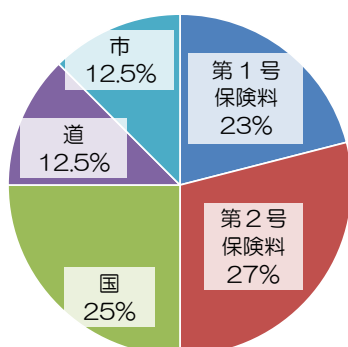
介護給付費（居宅サービス）



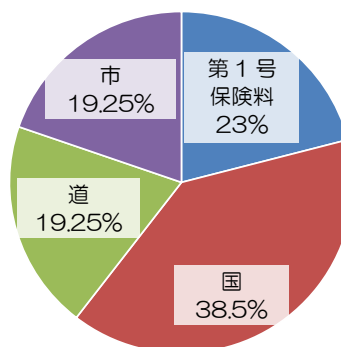
介護給付費（施設サービス等）



地域支援事業
（介護予防・日常生活支援総合事業）



地域支援事業
（包括的支援事業・任意事業）



2 介護保険料の算定

(1) 介護保険料収納必要額の算定

(2) 介護保険料基準額の算定

(3) 介護保険料の所得段階の設定

保険料試算は別紙

3 介護保険料の将来推計

保険料試算は別紙

第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

介護保険事業の円滑な運営を図るため、次のとおり介護保険事業を推進していきます。

1 介護保険制度への理解と啓発の促進

介護保険制度の趣旨や仕組み、サービス利用の手続き、介護保険料等について、広報・市ホームページ等への掲載のほか、「サービス利用の手引」冊子の作成など、様々な機会と手段を通して、広く市民に周知を行い、市民が理解を深めることのできるよう努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、安心して住み続けるために、介護保険サービスや配食・見守りなどの介護予防・生活支援サービス等を適切に利用することができるよう、積極的に情報発信に努めます。

2 介護保険サービスの量的確保

地域密着型サービスを含め、必要なサービス量の安定的な確保・供給に努めるとともに、提供されるサービスの質の向上を図ります。

3 地域支援事業の確保

高齢者の介護予防及び重度化防止を図るため、多様な主体による介護予防・生活支援サービス等のサービス提供体制の確立など、地域で生活する高齢者を包括的・継続的に支援するための体制を確保します。

4 適正な介護認定の推進

公平・公正な要支援・要介護認定業務を推進するため、さらなる認定調査員の体制強化や資質向上を図るとともに、介護認定審査会委員に対する研修、情報交換等の充実に努めます。

5 保険者機能の強化

市が事業者指定・指導監督の権限を持つ地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業のサービスについては、保険者として事業者に対し適切な指導を行います。

6 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としています。

利用者に対する適切な介護サービスの確保と、その結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の是正を通じて、介護保険制度の信頼を高めていくとともに、必要な給付の適切な提供を継続していくための適正化事業を次のとおり実施します。

①要介護認定の適正化

【事業概要】

認定調査結果は、要介護認定における重要な資料として、介護保険認定審査会に提出されることから、全ての認定調査の事後点検を実施しています。

○実施状況

【実績】

H26 年度	新規認定件数 621 件	更新認定件数 1,909 件	変更認定件数 208 件 事後点検件数 2,738 件 100% (全数)
H27 年度	新規認定件数 582 件	更新認定件数 1,991 件	変更認定件数 202 件 事後点検件数 2,775 件 100% (全数)
H28 年度	新規認定件数 599 件	更新認定件数 2,019 件	変更認定件数 186 件 事後点検件数 2,804 件 100% (全数)
H29 年度	新規認定件数 598 件	更新認定件数 1,996 件	変更認定件数 210 件 事後点検件数 2,804 件 100% (全数)

【目標】

目標値の内容	H30 年度	H31 年度	H32 年度
認定調査・点検実施率	100%	100%	100%

【計 画】

高齢者の増加に伴う介護認定申請者数の増加により、介護認定審査数も増加していくことが見込まれます。このような状況の中で、要介護認定調査の平準化を図るため、引き続き認定調査票の全件点検の実施、認定調査員の資質向上に努めます。

②ケアプランの点検

【事業概要】

介護支援専門員が作成するケアプランがマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを検証・確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともにケアマネジメントの質の向上を図ることを目的に実施しています。

○実施状況

【実績】

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
点検及び面談	0 件	10 件	4 件	8 件

【目標】

目標値の内容	H30 年度	H31 年度	H32 年度
点検及び面談	10 件	10 件	10 件

【計 画】

継続的にケアプランの質の向上を図るために、国が作成したケアプラン点検支援マニュアル等を活用し、介護支援専門員と連携を図りながら、ケアプランの点検及び支援を実施します。

③住宅改修・福祉用具購入の点検

【事業概要】

住宅改修については、施工前後の写真等による書面審査のほか、必要に応じて訪問調査によ

る確認を行っています。

福祉用具購入については、支給申請時において介護支援専門員等が作成する理由書を審査の上、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行っています。

○実施状況

【実績】

H26 年度	住宅改修 全件数 187 件、書面による事前点検 187 件、事後点検 187 件 訪問による事前点検 0 件、事後点検 0 件 福祉用具 全件数 187 件、理由書確認件数 187 件
H27 年度	住宅改修 全件数 230 件、書面による事前点検 230 件、事後点検 230 件 訪問による事前点検 0 件、事後点検 0 件 福祉用具 全件数 185 件、理由書確認件数 185 件
H28 年度	住宅改修 全件数 188 件、書面による事前点検 184 件、事後点検 180 件 訪問による事前点検 4 件、事後点検 8 件 福祉用具 全件数 134 件、理由書確認件数 134 件
H29 年度	住宅改修 全件数 172 件、書面による事前点検 160 件、事後点検 160 件 訪問による事前点検 12 件、事後点検 12 件 福祉用具 全件数 130 件、理由書確認件数 130 件

【目標】

目標値の内容	H30 年度	H31 年度	H32 年度
住宅改修点検	100%	100%	100%
福祉用具購入点検	100%	100%	100%

【計 画】

住宅改修については、施工前後の写真等による提出書類の点検を全件実施します。また、必要に応じて、施工業者ごとの実地点検や作業療法士による訪問調査を実施します。

福祉用具購入については、介護支援専門員等が作成する理由書の点検を全件実施します。また、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行います。

④介護給付費通知【新規】

【事業概要】

介護保険給付を受けた高齢者に対して、介護報酬額、介護保険給付額、自己負担額などについて通知することにより、適切なサービス利用の啓発を行うとともに適正な請求や給付につなげます。

○実施状況

【目標】

目標値の内容	H30 年度	H31 年度	H32 年度
給付費通知発送回数	1 回	1 回	1 回

【計 画】

利用したサービスの内容とその費用を利用者自身が確認することにより、給付の適正化を図るため、利用者への通知を行います。

⑤縦覧点検・医療情報突合

【事業概要】

縦覧点検については、国保連合会のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認することにより、提供されたサービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合は、介護報酬の返還を求めています。

医療情報突合については、医療保険における入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、重複請求の有無の確認を行っています。

○実施状況

【実績】

	縦覧点検による返還金	医療情報突合による返還金
H26 年度	22,300 円	55,305 円
H27 年度	71,325 円	6,300 円
H28 年度	63,161 円	0 円
H29 年度	未定	未定

【計 画】

縦覧点検及び医療情報突合について、引き続き国保連合会への委託による効率的かつ正確性の高いチェックを実施します。

7 低所得者の負担軽減対策の実施

経済的な理由から必要な介護サービスが利用できないことがないよう、介護保険料や利用者負担について配慮するよう努めます。

- ・介護給付費準備基金の取崩しにより、全ての第 1 号被保険者に係る介護保険料の引上げを抑制します。
- ・平成 27 年度から介護保険料段階が第 1 段階の方に実施している低所得者の介護保険料負担割合 100 分の 5 の軽減の継続に加え、滝川市独自の軽減として、さらに 100 分の 5 の割合の軽減を実施します（消費税率の増額に併せた基準額に対する割合の変更に応じて当該軽減の見直しを行う予定）。
- ・介護保険料の減免については、「滝川市介護保険料の減免の取扱いに関する要綱」に基づき適正に執り行います。
- ・社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度については継続して実施します。